

① 個別評価する金銭債権に関する明細書

事業年度	・	・	法人名	
	・	・		

債 務 者	住 所 又 は 所 在 地	1							計
	氏 名 又 は 名 称 (外国政府等の別)	2	()	()	()	()			
	前期に個別評価した金銭債権の額 (前期の(11))	3	円	円	円	円			円
	前期の繰入限度額 (前期の(19)、(20)、(21)又は(22))	4							
	(3)の金銭債権が売掛債権等である場合の同上の金額 (前期の(23))	5							
貸 倒 実 績 率 の 額 計 算 上 控 除 す る 金 額	(5)に係る売掛債権等が当期において貸倒れとなった場合のその貸倒れとなった金額	6							
	(5)に係る売掛債権等が当期においても個別評価の対象となった場合のその対象となった金額	7							
	(6)又は(7)に金額の記載がある場合の(5)の金額	8							
	個別評価の事由	9	令第96条第1項 第 号 該当	令第96条第1項 第 号 該当	令第96条第1項 第 号 該当	令第96条第1項 第 号 該当			
	同上の発生時期	10	平・	平・	平・	平・			
繰 入 限 度 額 の 基 礎 と な る 金 額	金 銭 債 権 の 額	11	円	円	円	円			円
	(11)のうち5年以内に弁済される金額 (11)の金銭債権が令第96条第1項第1号に該当する場合)	12							
	(11)のうち担保権の実行による取立て等の見込額	13							
	(11)のうち他の者の保証による取立て等の見込額	14							
	(11)のうちその他による取立て等の見込額	15							
	(13)+(14)+(15)	16							
	(11)のうち実質的に債権とみられない部分の金額	17							
	(11)-(12)-(16)-(17)	18							
当 期 繰 入 限 度 額	(11)の金銭債権が令第96条第1項第1号に該当する場合 (18)の金額	19							
	(11)の金銭債権が令第96条第1項第2号に該当する場合 (18)の金額	20							
	(11)の金銭債権が令第96条第1項第3号に該当する場合 (18)の金額×50%	21							
	(11)の金銭債権が令第96条第1項第4号に該当する場合 (18)の金額×50%	22							
	貸倒実績率の計算上、貸倒れによる損失の額に加える金額 (11)の金銭債権が売掛債権等である場合の(19)、(20)、(21)又は(22)の金額	23							